

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 その他

1) 施行規則該当転用について

2) 農地の公売に対する買受適格証明願承認について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から10月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりまして、総会が成立することを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、吉井委員さんと6番、梅田農政部会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため贈与による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字市場□□□番 (田) □□□□㎡、

譲受人、大字岡崎、□□□□、譲渡人、横浜市、□□□□持分1/2、□□□□□持分1/2、贈与による所有権の移動で、申請理由は、渡し人の要望のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、6, 544㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第6番目、高田西中学校より□へ約□□□mのところでありませす。

番号2番、申請地、大字大中□□番4 (畑) □□□㎡、

譲受人、大字岡崎、□□□□、譲渡人、横浜市、□□□□□、贈与による所有権の移動で、申請理由は、渡し人の要望のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、6, 544㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第5番目、大中公園より□へ約□□□mのところであります。

以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

- 議 長 質問がないようですので採決致します。
それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手/多数挙手)
- 議 長 (全員挙手/多数挙手) ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。
続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。
番号1番、申請地、大字出□□□番1(畑) □□□㎡、
申請人、大字出、□□□、転用目的は、貸露天資材置場にするための転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第4番目、高田バイパス出交差点より□に約□□□m高田バイパス□側のところす。
申請に伴う書類等は具備致しております。
以上、議第2号につきましては、1件の申請でございます。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。
- 部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。
大字出の□□□さんの露天資材置場への転用の申請であります。
申請地の現況は、休耕されています。
周囲の状況は、北側は道路、南側は農地、東側と西側は宅地です。
約50cm地上げし、土砂の流出がないように造成されます。
雨水は、自然浸透で北側の既設水路から排水されます。
隣接農地の方や 出 水利組合からの同意を得ています。
周囲への被害はないものと思われす。
農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。
以上、報告させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号1の農地区分につきましては、街を形成している区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。
まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。
次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、1ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。
以上、ご審議よろしくお願いい致します。
- 議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

推進委員 1 転用が完了した後の事務手続きは、どのようになっていますか。

事務局 申請人から完了報告書を提出いただき、それに基づき事務局で現場確認を行う。
確認後、完了報告書を県に送付いたします。

推進委員 1 分かりました。

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。議第 2 号、農地法第 4 条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 2 号については、県へ送付することに決定致します。
続いて、議第 3 号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第 3 号、農地法第 5 条規定による申請の件について説明致します。
本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号 1 番、申請地、大字藤森□□□番 1 (田) □□□□㎡、
大字藤森□□□番 1 (田) □□□㎡

譲受人、大字藤森、□□□□□□□□□□□□、譲渡人、大字藤森、□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場にするための転用申請でございます。場所は、調査順序表第 2 番目、救護施設青柿園より□に約□□□mのところでございます。

なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第 2 号につきましては、1 件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。
大字藤森の□□□□□□□□□□□□さんの露天駐車場への転用の申請であります。
申請地の現況は、一部耕作されています。

周囲の状況は、北側と南側は道路、東側と西側は農地です。

約 30cm 地上げし、土砂の流出がないように造成されます。

雨水は、自然浸透で北側既設水路に排水されます。

東側隣接農地の方や藤森水利組合からも同意を得ています。

なお、西側農地の所有者からは売買が決裂したことにより、同意書への押印を拒否された経緯の経緯書が添付されています。周囲への被害はないものと思われま

す。妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします

事務局 それでは説明させていただきます。番号 1 番の農地区分につきましては、10ha 未満の集団農地内に位置しており、第 2 種農地に該当致します。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに

着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手/多数挙手)

議長 　(全員賛成/賛成多数) ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番1(田) □□□□㎡、
借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、西宮市、□□□□、
解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議第4号につきましては、1件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 　他に質問がないようですので、議第4号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書3ページの、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、御所市、□□□、

利用権を設定する者、大字田井、□□□□

利用権を設定する農地、大字田井、□□□番1(田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、市公告日翌日から令和6年9月30日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる

こと、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手／挙手多数）

議 長 　（全員賛成／賛成多数）ですので、議第5号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第6号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議第5号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、大字池尻□□□番1の一部（田）□□□□㎡のうち□□□.□□㎡、

申請人、桜井市、□□□□、届出による農地の利用状況は、農業用倉庫としてコンテナ2基を設置しての利用でございます。場所は、高田生花地方卸売市場より□に約□□□mのところ。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

届出場所は、大字池尻□□□番1の一部　地目は田

面積は、□□□□㎡のうち□□□.□□㎡です

桜井市の□□□□さんからの届出です。

農業用倉庫としてコンテナ2基を設置するための届出ですが、以前よりコンテナが設置されていたため、地区担当委員と事務局で再三届出するように指導しており、今回の届出となりました。

約50cm地上げし、土砂の流出がないように造成されます。

雨水は、自然浸透で東側既設水路に排水されます。

隣接農地はございません。池尻水利組合からの同意を得ています。

周囲への被害はないものと思われ。ます。

是正されたため、妥当であろうという審議結果でした。

以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

- 議 長 ご意見ご質問ありませんか。
ご意見ご質問ないようですので、採決致します。
それでは、第6号議案、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手/多数挙手)
- 議 長 (全員賛成/賛成多数)ですので、第6号議案、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第6号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書4ページ、その他2番、農地の公売に対する買受適格証明願承認について説明させていただきます。本件は、農地の公売に参加するための資格を証明するものであります。
今回、公売される農地につきましては、大字松塚□□□番2(畑) □□□㎡
申請人は、大字松塚、□□□□、耕作面積は、13305.25㎡で下限面積は満たしております。その他書類等は具備しております。
以上、その他2番の案件につきましては、1件の証明願であります。
続きまして、今回の申請に伴います審査基準の農地法第3条第2項第1号から第7号までの項目ごとに、当該基準に適合するか否か検討した結果につきましては、いずれも、今回取得する農地についても耕作を行うとのことでありますので、取得後すべての農地を耕作することが認められますので、全部効率利用要件につきましては、第1号には該当いたしません。また、本件はいずれも、個人の売買による権利の取得ですので、第2号及び第3号には該当いたしません。次に、農作業従事状況や、本人から聴取した結果によりましても取得後も農作業に常時従事すると認められますので、農作業常時従事要件につきましては、第4号には該当いたしません。また、いずれも下限面積を満たしておりますので下限面積要件につきましては、第5号には該当いたしません。また、所有権以外の権原に基づいて耕作等を行う者の転貸ではありませんので、第6号には該当いたしません。最後に、本人から聴取した結果によりましても支障がないものと認められますので、地域との調和要件につきましては、第7号には該当いたしません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、それぞれ許可要件のすべてを満たすと考えます。
ご審議の程よろしく願いたします。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、公売農地に対して買受適格証明書を発行する場合は、その農地性について農地部会において確認をしていただくことになっておりますので、農地部会で現地調査を願っております。続いて農地部会長より調査結果の説明をお願いいたします。
- 部会長 それでは報告させていただきます。公売農地につきましては、現在、果樹が栽培されている状況で、草管理はされています。3条の申請としては妥当なものであろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ありませんか。異義ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして委員会処理に決定いたします。なお、後日、今回の当該買受適格証明書の交付を受けた者が、市の発行した買受申出人である旨を証する書面（売却決定通知書）の写しを添付し、当該3条許可の申請書の提出があった場合において、その後の事務処理の迅速化を図るため、3条許可をして差しつかえございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしとのことですので、ご承認いただいたものとして処理いたします。次に、議第6号、その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号その他の3番、専決処分報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について、説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和3年8月26日から令和3年9月27日までの届出分でございます。

番号1番 転用届出地、中三倉堂一丁目□□□番5（田）□□□㎡

譲受人、中三倉堂一丁目、□□□□、譲渡人、中三倉堂一丁目、□□□□

転用目的は、露天駐車場で売買による所有権移転でございます。令和3年9月7日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番 転用届出地、大字有井□□□番1（田）□□□㎡

譲受人、京都市、□□□□□□□□□□□□□□□□、譲渡人、大字有井、□□□□□

転用目的は、住宅用地及び露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年9月9日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係 2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の鬼頭委員、奥本委員、ご確認頂きましてありがとうございました。

議 長 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、これで10月の定例委員会を終了いたします。

委員の皆様方、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 梅 田 昌 宏

署名委員 吉 井 己 容 子